

# 建設キャリアアップシステム (CCUS) サテライト説明会【初級編】



「建設キャリアアップシステム シンボルマーク」

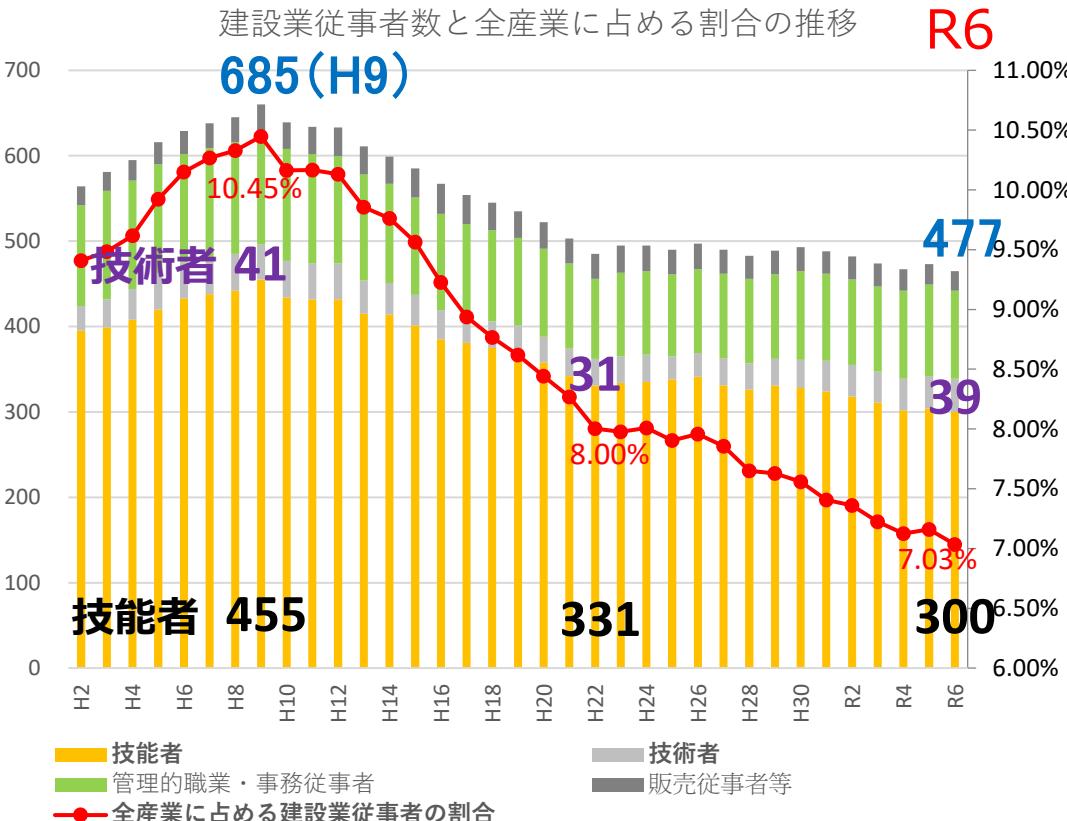


2025.12版

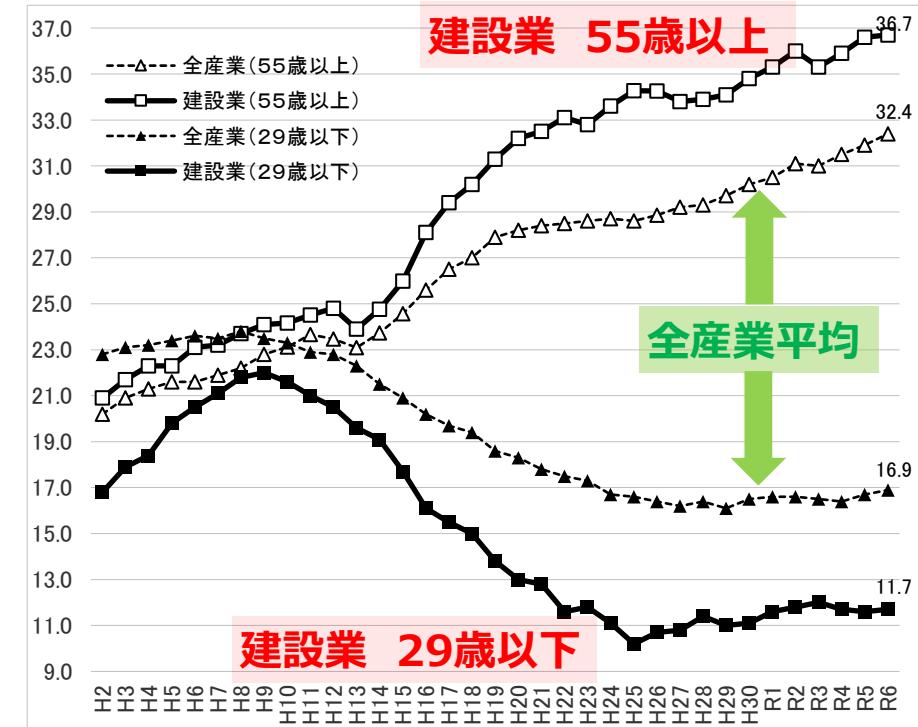
- 1. CCUSのあらまし**
- 2. 能力評価について**
- 3. 事業者・技能者の登録・申請**
- 4. CCUSのメリット**
- 5. 関連施策の動向について**
- 6. サポート体制及び普及に向けた取組み**

# 1.CCUSのあらまし

## i. 建設業従事者数の推移：



## ii. 建設業就業者の高齢化の進行：



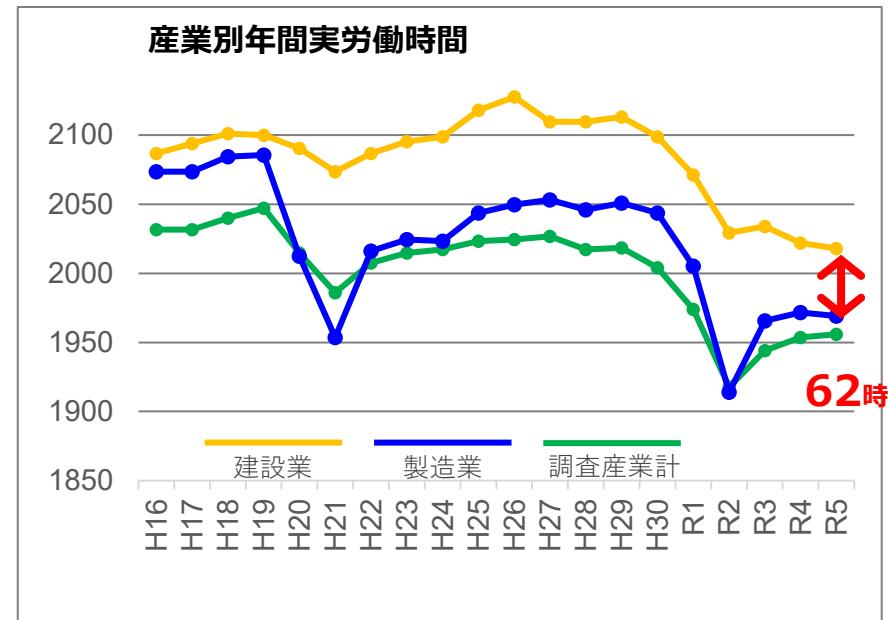
- ・技能者数はピークのH9から2/3に
- ・従事者全体の割合も3割減少
- ・全産業に占める割合も3ポイント低下

- ・全産業と比して高齢化率の拡大継続が顕著

⇒若年入職者の確保・育成が喫緊の課題

### iii. 建設業就業者の労働環境 :

- 建設業の労働時間は他産業よりも大きく減少したが、なお高水準
- 全産業と比べて年換算で日数で11日、時間で62時間長い
- R6・4月から適用の時間外労働の上限規制に的確に対応し、将来にわたって担い手を確保していくため、働き方改革に取り組む必要



### iv. 建設業の賃上げ状況 :

- これまで、公共工事設計労務単価の引上げをはじめ、様々な取組によって、建設分野の賃金は着実に上昇
- 賃上げは政府の最重要課題
- 今後も、未来を支える担い手の確保のため、必要とされる技能や厳しい労働環境に相応しい賃上げに取り組む必要がある



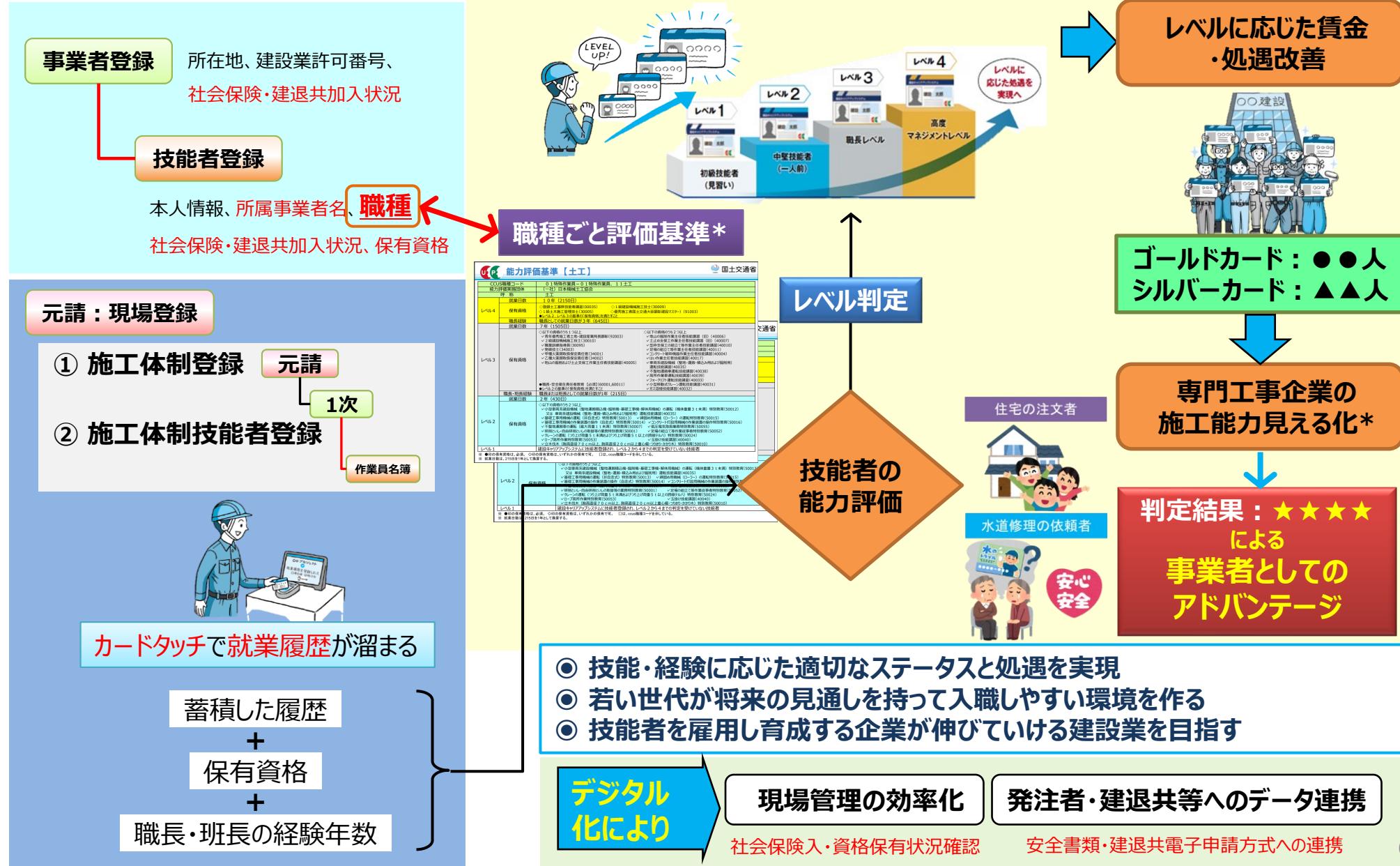
\*R2以降は「生産労働者」の区分が廃止されたため、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して「生産労働者」の額を推計

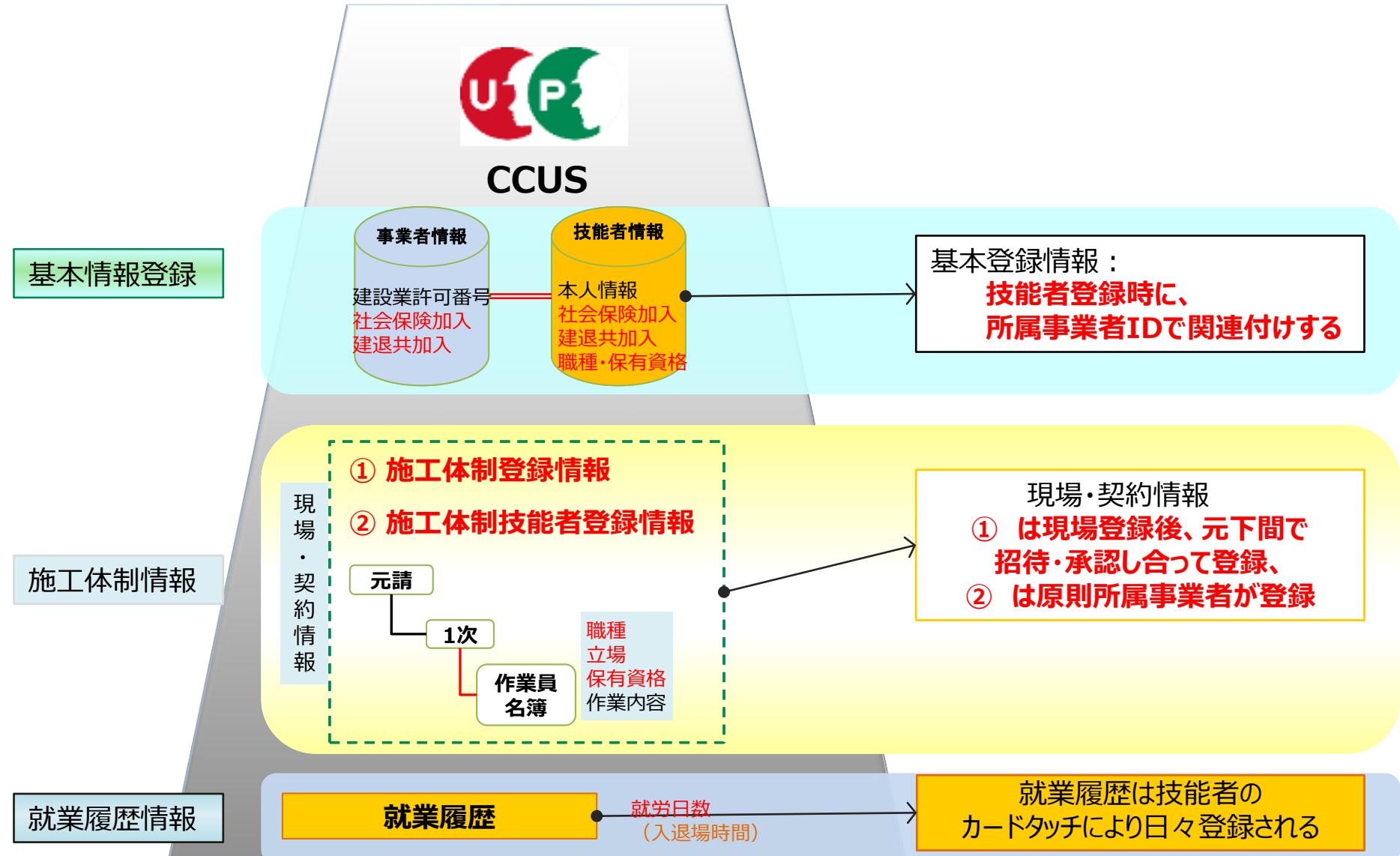
- 技能者の資格や就業履歴を業界横断的に登録・蓄積し
- 技能・経験に応じた適切な評価と待遇につなげる
- 处遇改善に取組む施工能力の高い事業者が評価される

建設業の未来に向けた基盤となる仕組み



建設キャリアアップシステム





## 2.能力評価について

# ・ 国交省HP；能力評価制度にアクセスして確認

建設キャリアアップシステム

国土交通省

建設市場整備

CCUSポータル」能力評価制度について

能力評価制度の概要

能力評価制度ガイドライン

能力評価基準一覧

「職種」については、CCUS職種コードに記載の職種に寄せる

CCUS職種コード	1 9トンネル特殊工 – 0 1 トンネル工（特殊作業員） 2 0トンネル作業員 – 0 1 トンネル工（普通作業員） 2 1 トンネル世話役 – 0 1 トンネル工（世話役）
能力評価実施団体	(一社) 日本トンネル専門事業協会
呼称	トンネル技能者
レベル 4	就業日数 1 0 年 (2150日) 保有資格 △登録トンネル基幹技能者(00006) △優秀施工士(国土交通大臣顕彰(建設マスター))(91040) ●レベル2、レベル3の基準の「保有資格」を満たすこと 職長経験 職長としての就業日数が 3 年 (645日)
レベル 3	就業日数 7 年 (1505日) 保有資格 ●すい道等の掘削等作業主任者(40008) 又は すい道等の覆工作業主任者(40009) ●掘削技士(34003)又は火薬使用取扱保安責任者(甲・乙種)(34001,34002) ●職長・安全衛生責任者教育(60001,60011) ●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと 職長または班長としての就業日数が 1 年 (215日)
レベル 2	就業日数 2 年 (430日) 保有資格 ●車両系建設機械（機体重量 3 t 以上の路地・運搬・積込み・掘削用機械）の運転技能講習(40035) ●小型移動式クレーン（5 t 未満）の運転技能講習(40031) ●玉掛け作業技能講習(40040) ●高所作業車の運転技能講習(40039) ●車両系建設機械（解体用）の運転技能講習(40036)又はコンクリート打設用機械の作業装置の操作特別教育(50016,50017) ●特定粉じん作業特別教育(S0042) ●すい道等の掘削・運搬・履工等の内作業特別教育(50043) 職長または班長としての就業日数が 2 年から 4 年までの判定を受けていない技能者
レベル 1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、レベル2から4までの判定を受けていない技能者 ※印の保有資格は必須。△印の保有資格は、いずれかの保有可。( )は、ccus職種コードを示している。 ※就業日数は、215日を1年として換算する。

CCUS職種コード	0 6 とび – 0 1 とび工 (一社) 日本鷺工連合会・事業団体会連合会
能力評価実施団体	(一社) 日本鷺工連合会
呼称	とび技能者
レベル 4	就業日数 1 2 年 (2580日) 保有資格 △登録工・土木基幹技能者(00016) △優秀施工士(国土交通大臣顕彰(建設マスター))(91002) △全般優良職長・労働衛生大賞顕彰(93001) ●レベル2、レベル3の基準の「保有資格」を満たすこと 職長経験 職長としての就業日数が 7 年 (1505日)
レベル 3	就業日数 8 年 (1720日) 保有資格 △1 級とび技能士(10901) △1 級又は 2 級建築施工管理技士(30007,30008) △1 級又は 2 級土木施工管理技士(30005,30006) △以下の資格のうち 3 つ以上 ✓ 2 級とび技能士(10902) レベル2の1 2 資格 (※) ●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと 職長・班長経験 職長または班長としての就業日数が 2 年 (430日)
レベル 2	就業日数 3 年 (645日) 保有資格 ●玉掛け技能講習(40040) ●職長・安全衛生責任者教育(60001,60011) ●以下の1 2 資格 (※) のうち 1 つ以上 ✓足場の組立て等作業主任者技能講習(40011) ✓型枠支工の組立て等作業主任者技能講習(40010) ✓地山の掘削及び土止め支保工作主任者技能講習(40005) ✓高所作業車運転技能講習(40039) ✓建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習(40012) ✓木造建築物の組立て等作業主任者技能講習(40019) ✓コンクリート造の工作物・構体等作業主任者技能講習(40014) ✓小型移動式クレーン運転技能講習(40031) ✓車両系建設機械・整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転技能講習(40036) ✓車両系建設機械・基礎工事用 運転技能講習(40037) ✓ガス掘削技能講習(40032) レベル 1 建設キャリアアップシステムに技能者登録され、レベル2から4までの判定を受けていない技能者 ※印の保有資格は必須。△印の保有資格は、いずれかの保有可。班長については職長教育を修了した者とする。( )は、ccus職種コードを示している。 ※就業日数は、215日を1年として換算する。



# 能力評価基準と申請方法



## 能力評価基準【土工】

CCUS職種コード	0 1 特殊作業員 – 0 1 特殊作業員、1 1 土工	
能力評価実施団体	(一社)日本機械工工協会	
呼称	土工	
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	◇登録土工基幹技能者講習(00035) ◇1級建設機械施工技士(30009) ◇1級土木施工管理技士(30005) ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰建設マスター)(91003) ●レベル2、レベル3の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長経験	職長としての就業日数が3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)
	保有資格	◇以下の資格のうち1つ以上 ✓青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰(92003) ✓2級建設機械施工技士(30010) ✓職業訓練指導員(30095) ✓発破技士(34003) ✓甲種火薬類取扱保安責任者(34001) ✓乙種火薬類取扱保安責任者(34002) ✓地山の掘削および土止支保工作業主任者技能講習(40005)  ●職長・安全衛生責任者教育【必須】(60001,60011) ●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長・班長経験	職長または班長としての就業日数が1年(215日)
レベル2	就業日数	2年(430日)
	保有資格	◇以下の資格のうち2つ以上 ✓小型車両系建設機械（整地運搬積込機・掘削機・基礎工事機・解体用機械）の運転（機体重量3t未満）特別教育(50012) 又は 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用および掘削用）運転技能講習(40035) ✓基礎工事用機械の運転（非自走式）特別教育(50013) ✓締固め用機械（ローラー）の運転特別教育(50015) ✓基礎工事用機械の作業装置の操作（自走式）特別教育(50014) ✓コンクリート打設用機械の作業装置の操作特別教育(50016) ✓不整地運搬車の運転（最大荷重1t未満）特別教育(50007) ✓低圧電気取扱業務特別教育(50055) ✓研削といし・自由研削といしの取替等の業務特別教育(50001) ✓足場の組立て等作業従事者特別教育(50052) ✓クレーンの運転（つり上げ荷重5t未満およびつり上げ荷重5t以上の跨線テルハ）特別教育(50024) ✓ロープ高所作業特別教育(50053) ✓玉掛け技能講習(40040) ✓立木伐木（胸高直径70cm以上、胸高直径20cm以上重心偏・つりきり・かかり木）特別教育(50010)
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、レベル2から4までの判定を受けていない技能者	

※ ●印の保有資格は、必須。 ◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。 [ ]は、ccus職種コードを示している。

※ 就業日数は、215日を1年として換算する。



# 能力評価基準と申請方法

## ● 申請先に申請方法・必要書類を確認 :

1. 国交省ポータルサイト：能力評価制度について  
⇒ 能力評価分野及び申込先にアクセス

評価分野	会員番号	能力評価実施団体名	電話	案内・申込
雨風工事	1	（一社）日本雨風工事協会	03-5413-2161	<a href="#">link★</a>
機械	2	（一社）日本機械建設協会	03-3507-5225	<a href="#">link★</a>
造園	3	（一社）日本造園建設協会	03-5684-0011	<a href="#">link◆</a>
	4	（一社）日本造園施工協会	03-3293-7577	<a href="#">link◆</a>
コンクリート工事	5	（一社）全国コンクリート工事事業団体会員会	03-3254-0731	<a href="#">link</a>
防水	6	（一社）全国防水工事事業会	03-5298-3793	<a href="#">link◆</a>
トンネル	7	（一社）日本トンネル専門工事事業会	03-5251-4150	<a href="#">link</a>
建設業者	8	（一社）日本建設業者会	03-3770-9901	<a href="#">link★</a>
化粧	9	（一社）日本化粧品販売連合会	03-3269-0560	<a href="#">link★</a>
機械工具	10	（一社）日本機械工具協会	03-3845-2727	<a href="#">link</a>
土工起倒	11	（一社）日本土工起倒連合会	03-5640-2941	<a href="#">link</a>
PLC	12	（一社）フレリスト・コンクリート工事業	03-3260-2545	<a href="#">link◆</a>
鉄筋	13	（公社）全国鉄筋工事事業会	03-5577-5959	<a href="#">link</a>
圧縮	14	（全）圧縮協同組合連合会	03-5821-3966	<a href="#">link★</a>
型枠	15	（一社）日本型枠工事協会	03-6435-6208	<a href="#">link</a>
	16	（一社）日本空調衛生工業協会	03-3553-6431	<a href="#">link</a>
配管	17	（一社）日本配管工事協会連合会	03-6803-2563	<a href="#">link◆</a>
	18	（全）管工事業協同組合連合会	03-5981-8957	<a href="#">link</a>
及び	19	（一社）日本建設機械工事団体会員会	03-6709-0201	<a href="#">link</a>
切削刃	20	（一社）日本加工業者会	03-3434-8805	<a href="#">link</a>
内装仕上工事	21	（ダ）イワシンドウ工業連合会	03-3454-6990	<a href="#">link</a>
	22	（一社）全国建築内装工業協会	03-3666-4482	<a href="#">link</a>
	23	（全）建設インテリア事業協同組合連合会	03-3239-6551	<a href="#">link</a>
	24	（日本）内装専門技術協同組合連合会	03-3431-2775	<a href="#">link</a>
サッシ・カーテンウォール	25	（一社）日本サッシ協会	03-6721-5934	<a href="#">link</a>
	26	（一社）建築間接部材協会	03-6459-0730	<a href="#">link</a>
エクスアリア	27	（公社）日本エクステリア建築協会	03-3865-5671	<a href="#">link</a>
鍵盤機会	28	（一社）日本鍵盤機会協会	03-3453-7698	<a href="#">link◆</a>
外壁仕上	29	（日本）外壁・屋根専門技術協同組合	03-6912-2919	<a href="#">link</a>
ダクト	30	（一社）全国ダクト工業団体会員会	03-5567-0071	<a href="#">link◆</a>
保険会社	31	（日本）空調衛生工業協会	03-3553-6431	<a href="#">link</a>
グラフト	32	（一社）日本グラフト協会	03-3816-2681	<a href="#">link◆</a>
塗装会社	33	（一社）日本塗装・溶接・防腐工事連合会	03-3435-9411	<a href="#">link◆</a>
運動施設	34	（一社）日本運動施設業協会	03-6683-8865	<a href="#">link</a>
基礎工事	35	（一社）全国基礎工事協会連合会	03-3612-6611	<a href="#">link</a>
タイル床	36	（一社）日本基礎建設会	03-6661-0128	<a href="#">link</a>
道路信標・路面表示	37	（一社）日本タイル総合工事協会	03-3260-9023	<a href="#">link★</a>
	38	（全）全国道路信標専門業協会	03-3262-0836	<a href="#">link</a>
消防施設	39	（一社）消防施設工事協会	03-3288-0352	<a href="#">link</a>
	40	（全）建築物火災警報装置連合会	03-3200-6221	<a href="#">link</a>
建築大工	40	（一社）JBN・全国工都協会	03-5540-6678	<a href="#">link</a>
	42	（全）住友住友集団活性化協議会	03-3537-0287	<a href="#">link★</a>
	45	（日本）ヨウガクスケ会	03-3588-8808	<a href="#">link</a>
	46	（一社）フレック建設協会	03-5280-3124	<a href="#">link</a>
納入	47	（全）板垣下工事協同組合連合会	03-6413-6222	<a href="#">link</a>
	48	（日本）板垣下工事協同組合連合会	03-5649-8577	<a href="#">link★</a>
ALC	49	（一社）ALC会員会	03-5256-0432	<a href="#">link◆</a>
土工	50	（一社）日本地盤下工事協会	03-3845-2727	<a href="#">link</a>
ワレータン画廊	51	（一社）日本ワレータン施設協会	03-3667-1075	<a href="#">link</a>
登録・被認定	52	（一社）日本登録・被認定会	03-5644-8750	<a href="#">link◆</a>
認証測量	53	（全）全国認証測量協会	03-6416-0845	<a href="#">link</a>
柱入	54	（全）柱入会協会	03-5781-9155	<a href="#">link</a>
さく井	55	（一社）全国さく井協会	03-3551-7524	<a href="#">link</a>
配管	56	（公社）全国配管工事協会連合会	03-3555-2196	<a href="#">link◆</a>
計算工事	57	（日本）計算工事協会	03-5846-9165	<a href="#">link</a>

能力評価の制度に関するお問い合わせ

国交省港航・不動産・諸設施業務課 建設市場整備課 建設キャリアアップシステム推進室

03-5253-8111 (内線: 24854)

## 2. 申請先団体のWebサイトより「申請書」、「経歴証明」入手手

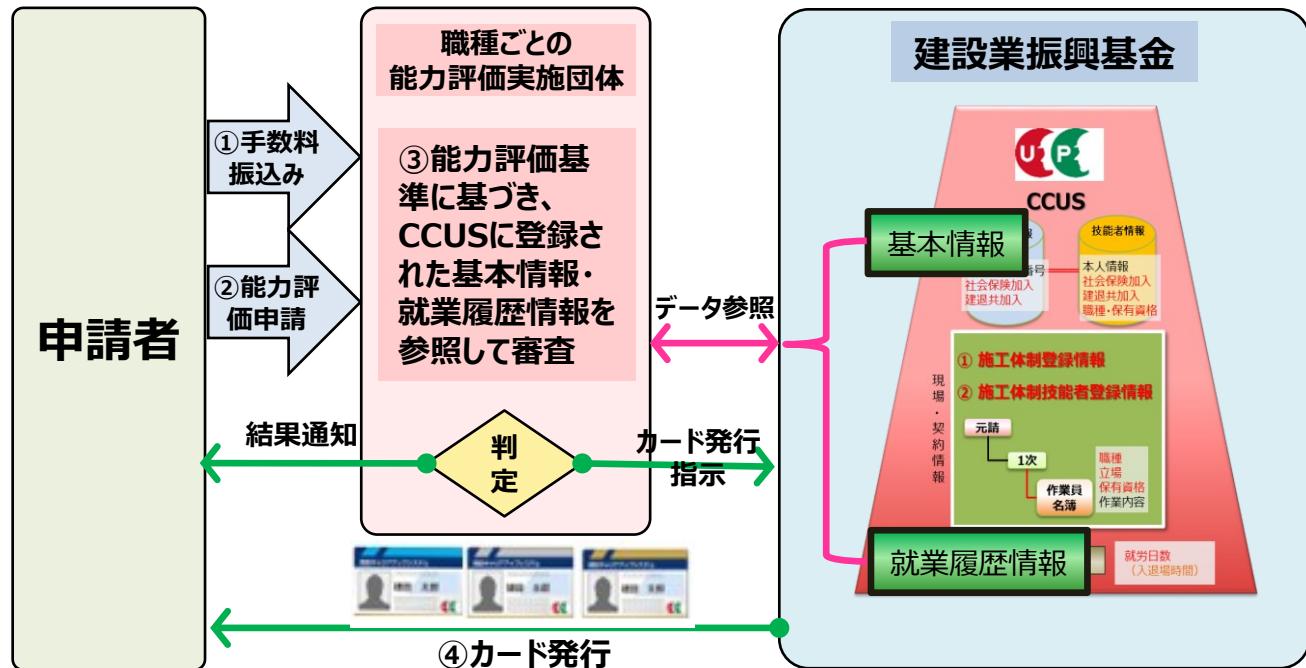
The screenshot shows the JSCE Career Up System application form for skill evaluation (Level 2). It includes sections for basic information, application for skill evaluation, and a summary of the evaluation.

The screenshot shows the JSCE application form for skill evaluation (Level 2). It includes sections for basic information, application for skill evaluation, and a summary of the evaluation.

\* 様式2：経歴証明書（各団体ごとに確認）

The screenshot shows the JSCE certificate of service history. It lists various service histories and concludes with a note that it is a copy of the original document.

## 3. 申請・審査フロー：



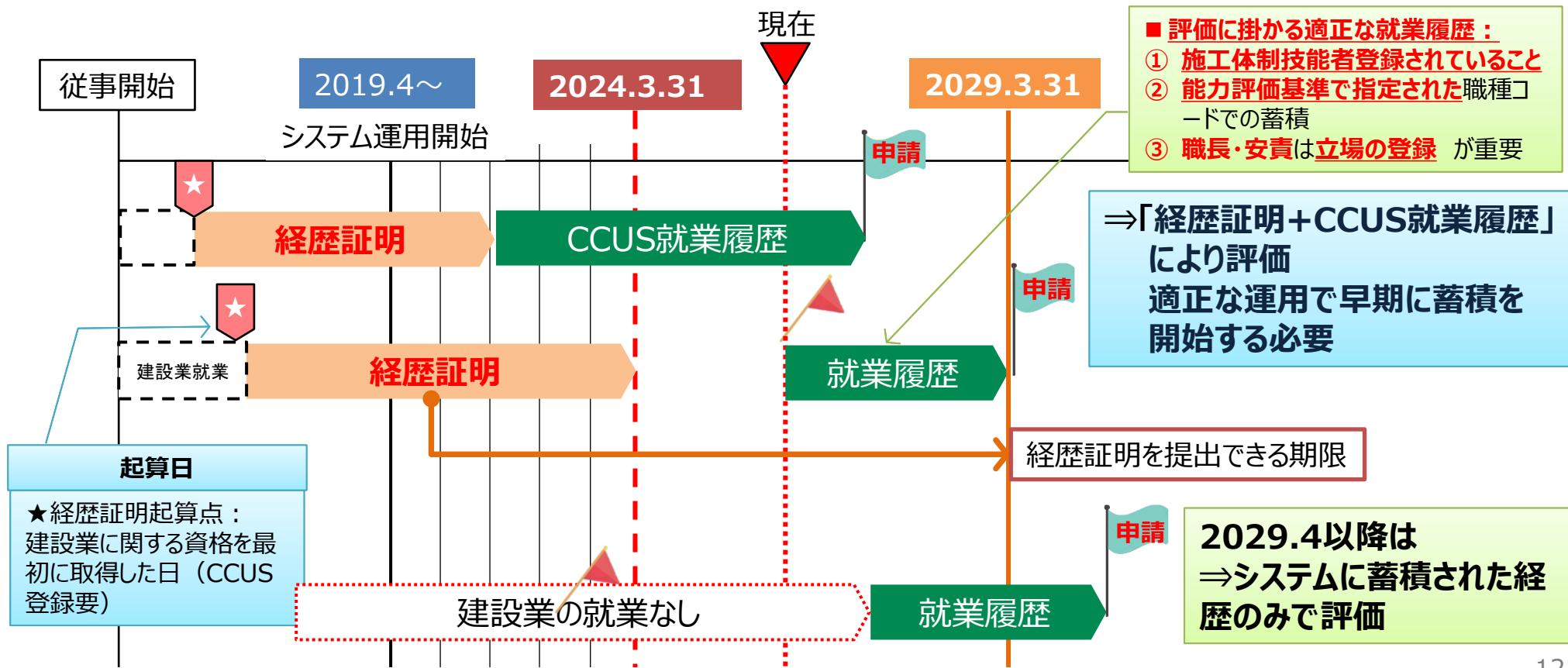
## ・「経歴証明」＝システム利用前の経歴を所属事業者が証明

♪カードタッチ開始以前の経歴・職長経験年数は経歴証明により評価

●ただし、証明できるのは令和6（2024）年3月31日までの経歴

●2024年4月1日以降はCCUSに蓄積された就業履歴で判断⇒評価に掛かる就業履歴とする必要

◆経歴証明の利用は令和11（2029）年3月末まで



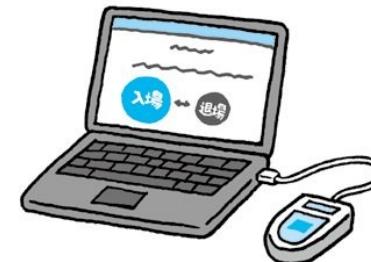
### 3.事業者・技能者の登録・申請



## ・事業者・技能者の登録



## ・現場登録、カードリーダー設置

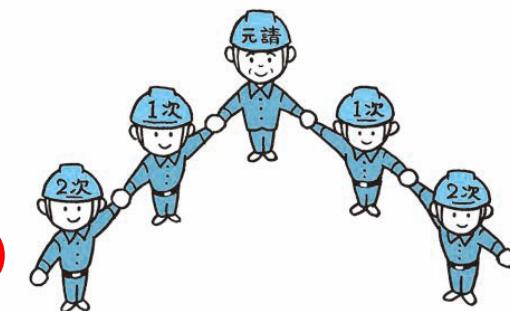


## ・施工体制登録

(その現場を担当する事業者を登録)

## ・施工体制技能者登録

(その現場を担当する職種・立場・作業内容も登録)



## ・現場でカードをタッチ



## CCUSの登録を始める前に

## ①「申請ガイダンス」の事前確認

- キャリアアップシステムHP「各種資料」→「登録関係資料」

・まずインターネット申請ガイダンス(事業者情報登録または技能者登録)をご覧ください。



## ②「申請用ID」の取得

※申請用IDとは、事業者登録申請、技能者登録申請を行う際に発行される、申請手続き用のIDです。

- キャリアアップシステムHP右上 事業者登録 または 技能者登録 、もしくは中央 登録 「登録する」から

・事業者本人(自社)、技能者本人がこれから申請を行う場合は、まず申請用IDの取得をしてください。

・各新規利用申込みに、必要事項を入力のうえお申込みしてください。(メールアドレス入力は正確に)

※一人親方は「事業者」「技能者」両方の登録申請が必要な場合がございます。

## 申請手続きについて

## ①データの事前準備

- システムに登録する証明書類は**全てJPEG**に変換(インターネット申請の場合)
- 技能者ごとにフォルダを作成し、JPEGファイルを収納

## ②事業者登録→技能者登録の順番に登録

- 先に事業者登録を済ませて「事業者ID」を取得した後で、技能者登録申請をしてください。

## ③技能者の代行申請が可能

- 所属事業者や元請、CCUS代行政書士が登録申請(代行申請)を行うことが可能。  
代行申請には**事業者ID**が必要です。

## 登録時に必要な証明書類(業態、加入状況等により異なります)

## 事業者登録各種証明書類(写し)

1. 事業者証明  
建設業許可有無により異なる
2. 健康保険
3. 年金保険(2. と同一の場合有り)
4. 雇用保険
5. その他加入していれば  
「建設業退職金共済契約者証」  
「中小企業退職金共済手帳」  
「労災保険特別加入 加入証」 など

!  
各証明書類の詳細は、  
「証明書類見本一覧」(事業者編・技能者編)を  
ご確認ください

## 技能者登録各種証明書類(写し)

簡略型

1. 本人確認書類  
「運転免許証」など
2. 証明(顔)写真
3. 健康保険
4. 年金保険
5. 雇用保険
6. その他加入していれば  
「建設業退職金共済手帳」  
「中小企業退職金共済手帳」  
「労災保険特別加入 加入証」 など
7. 保有資格等の証明書  
「登録基幹技能者」  
「技能士」「免許」「資格」  
「技能講習」「特別教育」 など

詳細型

技能者登録では、『簡略型』と『詳細型』の2段階登録が可能です。(インターネット申請の場合)

能力評価(レベルアップ)をご希望の場合は、**詳細型**で登録してください。(簡略型の場合は、上記1. ~6. を用意)

事業者登録は、大別すると①「事業者証明」と②「社会保険等の加入証明」の2種類

## ①事業者証明書類(写し)

### 建設業許可がある場合

- ・「建設業許可証明書」
  - ・「建設業許可通知書」
- いずれか1点

※建設業許可番号から資本金などの建設業許可データを参照

### 建設業許可がない場合

#### 法人

- ・「事業税の確定申告書」
- 1点

または

- ・「納税証明書 + 履歴事項全部証明書」
- 計2点

※資本金が確認できるもの

#### 個人事業主と一人親方

- ・「納税証明書」
  - ・「所得税の確定申告書」
  - ・「個人事業の開始届」
- いずれか1点

## ②社会保険等の加入証明書類(写し)

### 健康保険・年金保険 下記のいずれか1点

- ・領収済証等 出納印あり
- ・社会保険料 納入証明書 証明者印あり
- ・健康保険・厚生年金保険 適用確認願
- ・健康保険・厚生年金保険 被保険者 標準報酬月額決定通知書
- ・健康保険 / 厚生年金保険 被保険者賞与支払届

### 雇用保険 下記のいずれか1点

- ・雇用保険 適用事業所設置届 事業主事業所各種変更届 事業主控  
受領印あり
- ・納付書・領収証書 出納印あり
- ・労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書 受付印あり
- ・労働保険料等納入通知書

### その他、労災特別加入など

- ・建設業退職金共済契約者証
- ・中小企業退職金共済手帳
- ・労働者災害補償保険 特別加入申請書
- ・労災保険特別加入 加入証

! 各証明書類の詳細は「事業者情報登録申請書」の手引き・証明書類見本一覧 事業者編をご確認ください。

本人確認には、【氏名、顔写真、現住所、生年月日】を確認できる書類が必要

## 本人確認書類(写し)

日本国籍の方 次のうち1点

- ・「個人番号(マイナンバー)カード」
- ・「運転免許証」

※「マイナンバー通知証」は認められません。

外国籍の方 次のうち1点

- ・「特別永住証明書」
- ・「在留カード」

通称併記や旧姓表記を希望の場合

- ・通称名・旧姓記載の住民票など

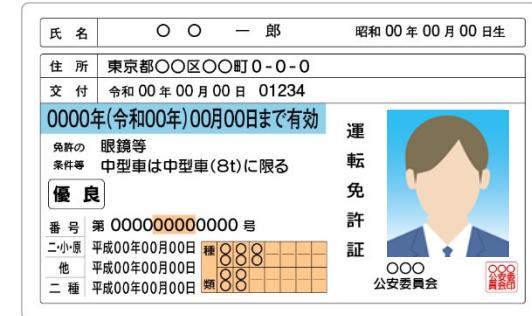
追加提出

## パスポート(写し)を提出する場合

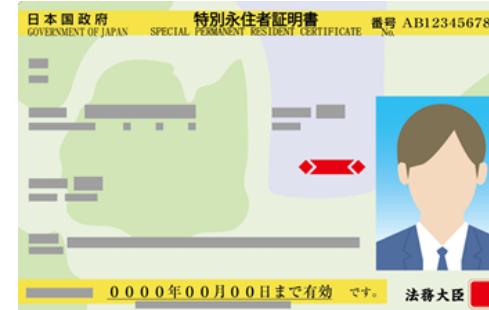
「パスポート」+「住民票(※)」など

※現住所の記載がある公的身分証明書の計2点を提出

★文字が読み取れること ★有効期限内のもの



マイナンバーカードの場合は表面のみ  
運転免許証、特別永住証明書、在留カードで裏面に記載(条件・住所変更)  
があれば裏面(写し)も提出



写真付きの証明書が無い場合は…

「住民票」「保険証」「年金手帳」「印鑑登録証明書」から  
2点用意し認定登録機関で申請

## 社会保険・保有資格・学歴に関する証明書類など(写し)

## 加入社会保険等証明書類(一例)

健康保険 健康保険被保険者証

年金保険 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書など

年金保険 ねんきん定期便(国民年金の場合)など

雇用保険 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)など

建退共 建設業退職金共済手帳

中退共 中小企業退職金共済手帳

特別労災 労災保険特別加入 加入証など



## 登録基幹技能者証明書類

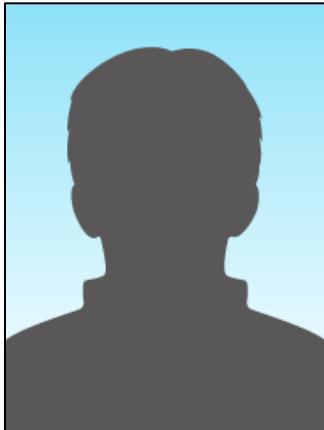
## 保有資格証明書類

## 研修受講証明書類

! 有効期限内かつ鮮明(文字が読み取れる)であること。

! 健康保険証の記号・番号・保険者番号・2次元バーコードや  
本人以外の記載などは、必ずマスキング(消す)をして下さい。

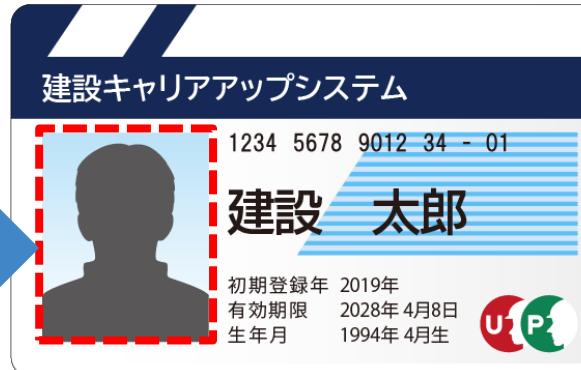
## カード用写真



JPEG

画像のサイズは、  
294 × 378ピクセル

## CCUSカードに印刷

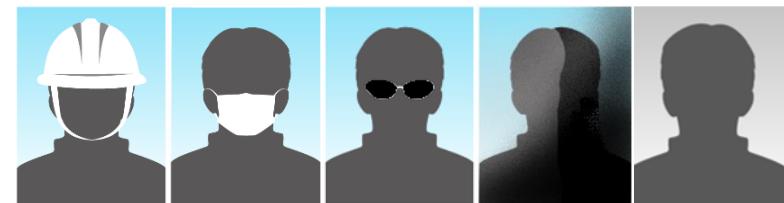


## 適切な写真の例

- 6か月以内に撮影したもの
- 正面・無帽・無背景のもの

## 不適切な写真の例

- ✗ 帽子・マスク・サングラス・色眼鏡などを着用
- ✗ 顔に影ができている
- ✗ 不鮮明
- ✗ 白黒写真



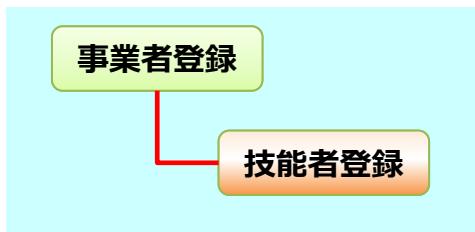
## ! カード用写真の撮影時・アップロード時の注意点 !

- ! 画像をアップロードする際、トリミング(画像編集)ができます。
- ! デジタルカメラやスマートフォンで撮影する場合、鮮明に撮影したものを提出してください。
- ! 画像アップロードの際には写真用枠内より少し大きめに拡大してください。  
枠と同サイズにするとアップロードできません。

- 能力評価に有効な就業履歴を蓄積するには施工体制への登録が必要

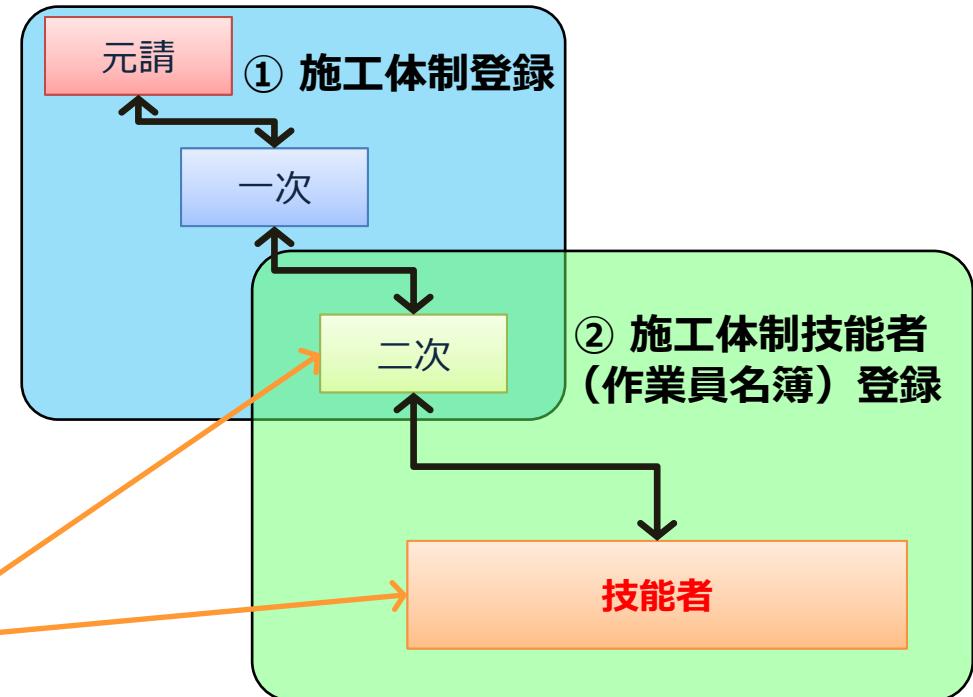
●事業者でもあり技能者でもある一人親方は、「事業者登録」と「技能者登録」の両方が必要

- 屋号もしくは自身の氏名で事業者登録
- その事業者の所属技能者として技能者登録



一人親方

- 事業者として施工体制登録されたのち、自身を所属技能者として技能者登録する



評価の対象となる  
就業履歴の蓄積

## 事業者の登録料・利用料(税込)

### ①事業者登録料(5年ごと★)

資本金	新規・更新
500万円未満	6,000円
500万円以上1,000万円未満	12,000円
1,000万円以上2,000万円未満	24,000円
2,000万円以上5,000万円未満	48,000円
5,000万円以上1億円未満	60,000円
1億円以上3億円未満	120,000円
3億円以上10億円未満	240,000円
10億円以上50億円未満	480,000円
50億円以上100億円未満	600,000円
100億円以上500億円未満	1,200,000円
500億円以上	2,400,000円

※一人親方の方は事業者登録料は無料です。

※個人事業主の方の登録料は6,000円です。

### ②管理者ID利用料(毎年)

ID数	料金
1あたり	11,400円 (950/月)
一人親方	2,400円 (200/月)

※交付した月ごとでまとめて登録責任者に請求されます。

### ③現場利用料

就業履歴回数	料金
1回	10円

※月ごとにまとめて元請の登録責任者に請求されます。  
登録責任者は現場ごとの利用状況等を閲覧できます。

## 技能者の登録料(税込)

●簡略型登録料:2,500円(※1)

●詳細型登録料:4,900円(※2)

●詳細型へ移行:2,400円(※3)

※1:インターネット申請でのみ可能

※2:インターネット申請、認定登録機関申請いずれも可能

※3:簡略型で登録後、詳細型に変更したい場合、変更申請時に追加費用が必要です。

・有効期間内にカードの紛失・破損等があった場合は1,000円で再発行します。

### ★ 事業者更新手続きについて

更新手続き:2023年10月開始

2024年3月末で本運用開始から5年となり、初期に登録いただいた事業者の方から順次、事業者登録の更新期を迎えることとなり、2023年10月から更新手続きを開始しました。

- CCUSの運用開始から2024年3月末で5年となり、順次**事業者登録の更新時期（5年間）**が到来
- 更新手続きは**有効期限6か月前から開始可能**（案内メール✉が届きます）
- **期限の1か月前**までに**更新手続きの申し込み**を完了してください



代行申請とは、申請者本人から同意(同意書)を得て所属事業者や元請事業者、上位下請事業者等が登録申請を行うことです。

## 1. 代行申請に必要な準備

### ① CCUSの「事業者ID」を取得

代行申請を行う者は、事業者IDの取得が必要です。

### ② 「代行申請同意書」の取得

技能者の代行申請の場合、技能者本人から（技能者用）同意書により同意を得る。

事業者の代行申請の場合、事業者代表者から（事業者用）同意書により同意を得る。

### ③ 「個人情報の取り扱い同意書」「システム利用規約同意書」の取得

技能者の代行申請は技能者用、事業者の代行申請は事業者用それぞれの同意書を取得する。

**※技能者の所属事業者以外が代行申請する場合は、上記②「代行申請同意書」により所属事業者からも同意を得る必要があります。**

## 2. 各同意書の用意

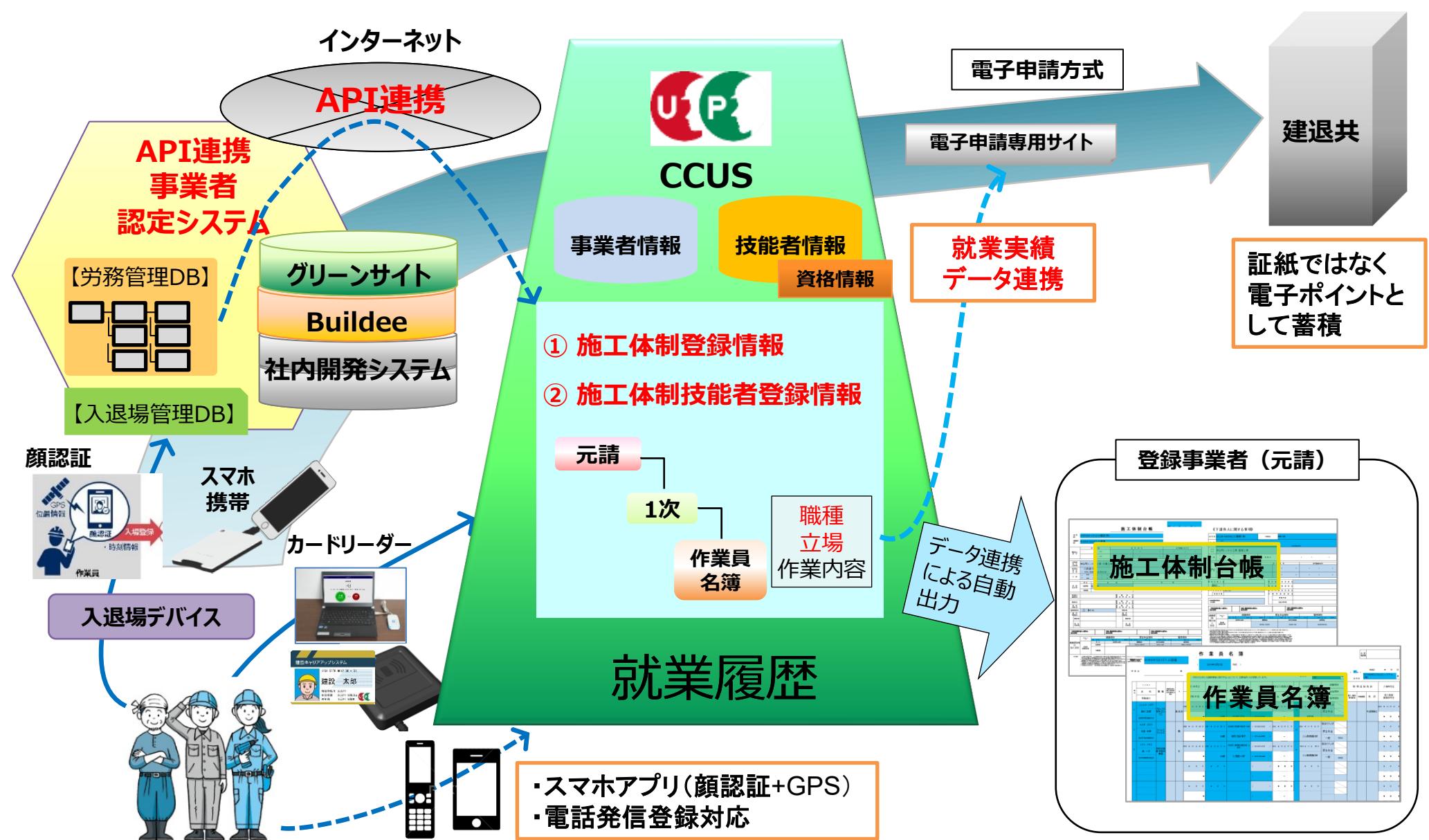
CCUSホームページ「代行申請」タブの「同意書の準備」からダウンロード





(←リンク貼付け)

## 4.CCUSのメリット

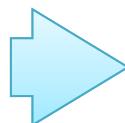




- どこの現場でも就業履歴が溜まる
- 保有資格と就業履歴で能力評価される
- 自分の技能や就業履歴を証明に使える
- 建退共退職金ポイントへデータ連携出来る



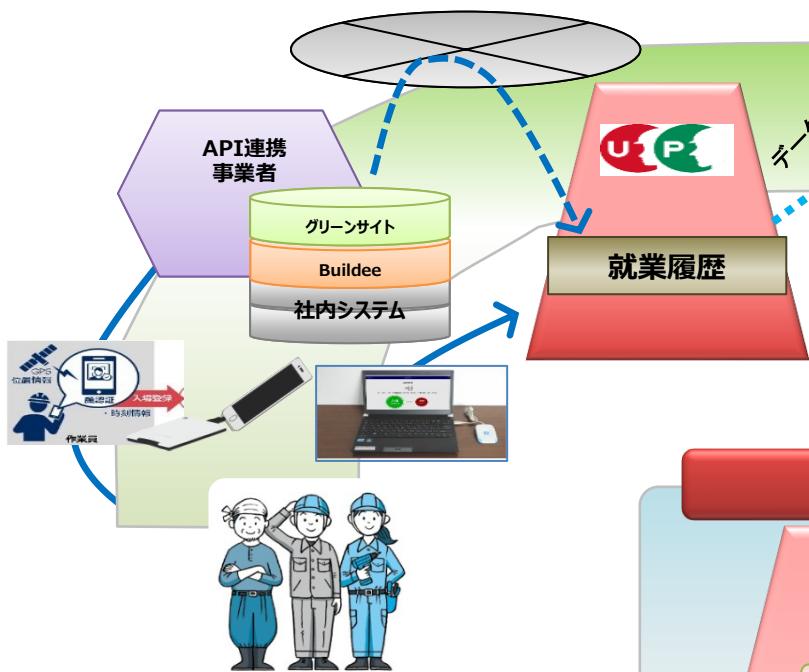
- デジタル化によるデータ連携で現場管理の効率化
- 所属技能者のモチベーションアップ・適正評価
- 企業評価・施工能力の見える化等による差別化



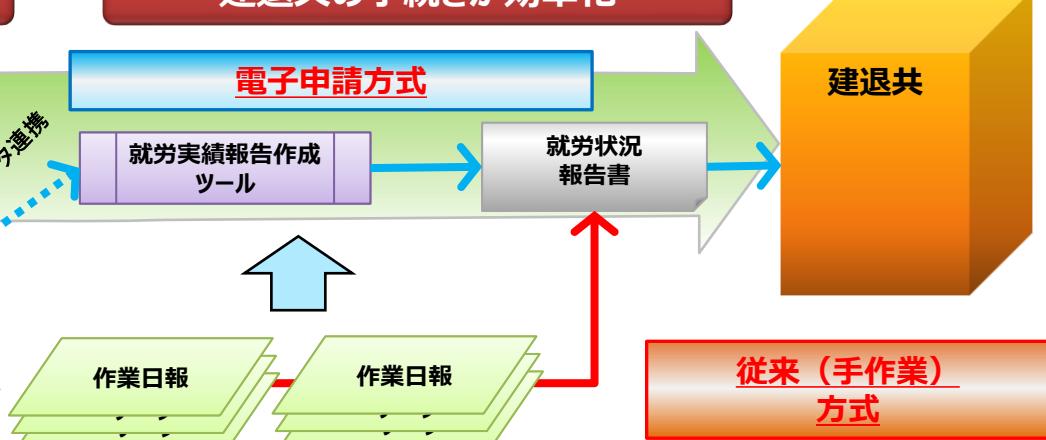
人を育てる健全な事業者であることをアピール

## 事業者のメリット

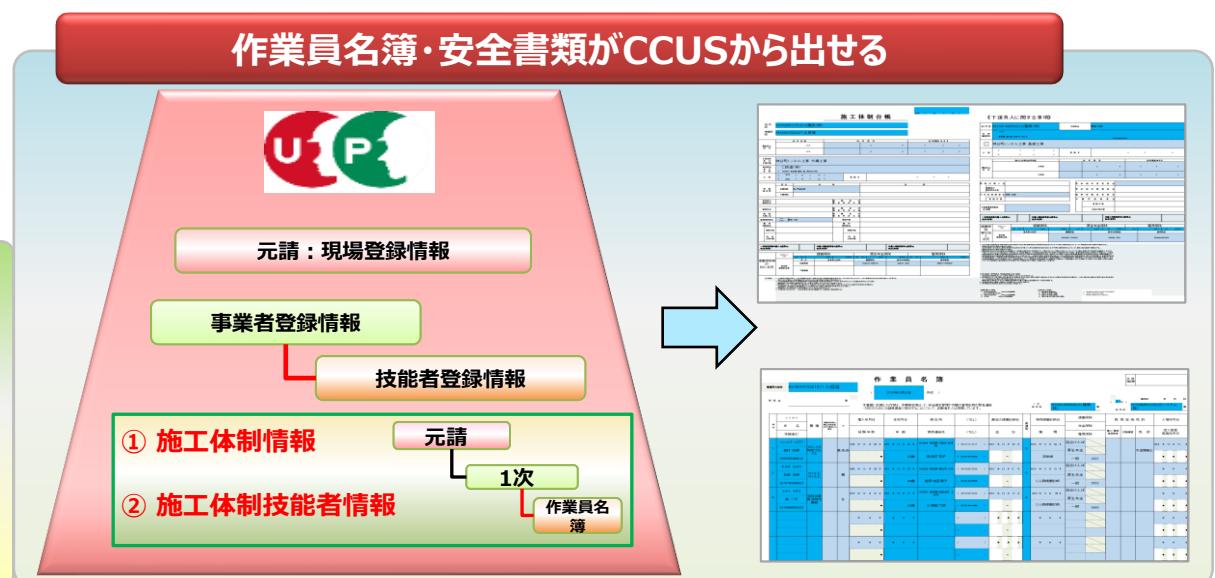
### API連携による施工管理効率化



### 建退共の手続きが効率化



### 作業員名簿・安全書類がCCUSから出せる



## （1）施工体制に登録された事業者・技能者の情報

⇒元請で確認可能な機能

### ①【1-4】施工体制登録技能者一覧

当該現場に施工体制登録された技能者の「職種」「立場」「社保加入」「資格保有」情報

## （2）施工体制登録技能者の就業履歴、出面内容確認、建退共積立情報

⇒元請・下請で相互確認が可能な機能

### ①【2-3】就業履歴（月別カレンダー）

技能者ごと日毎の就業履歴、就業内容（職種・立場・作業内容・有害物質取り扱い状況），  
**建退共充当日数**

## （3）登録した情報を連携して、労務安全書類の作成・変更・提出が容易に

⇒今後は発注者自身がシステムにログインして閲覧する体制に移行

1 AZ1 施工体制台帳

2 AZ2 施工体系図

3 AZ4 下請負業者編成表

4 AZ5 再下請負通知書

5 AZ6-a 作業員名簿

6 AZ7 社会保険加入状況

7 一号特定技能外国人建設現場入場届出書

## ①【1-4】施工体制登録技能者一覧/当該現場に施工体制登録された技能者の「職種」、「立場」、「社保加入」、「資格保有」情報

510\_閲覧-50\_施工体制登録情報から当該事業者IDをクリックすると登録されている技能者一覧が見られる

**能力評価に必要な就業内容（職種・立場・作業内容）**

**社会保険加入状況 作業に必要な資格保有状況**

技能者ID	技能者名	就業内			適切な保険加判定					作業内容等に必要な保有資格					
		職種	立場	付	健康保険		年金保険		雇用保険		技能士	免許・資格	技能講習	特別教育	その他安全衛生講習
					保険種類	加入	保険種類	加入	被保険者番号						
00355698402621	トンネル特殊工・トンネル工（特殊作業員）	国民健康保険組合	厚生年金		50077099781				完破技士	車両系建設機械（解体用）運転（機体重量3t以上）	コンクリート打設用機械の作業装置の操作	職長教育（労働安全衛生法第60条）			
01778475751021	その他・事務担当者	国民健康保険組合	厚生年金		50001368771				中型自動車	特定化学物質等作業主任者（II）	電気取扱い業務（低圧電気取扱業務）				
59183762800221	トンネル作業員・トンネル工（普通作業員）	国民健康保険組合	厚生年金		50767690206				中型自動車	小型移動式クレーン運転（ドリ上げ過重1t以上5t未満）	締固め用機械（ローラー）の運転				
0207853644521	トンネル特殊工・トンネル工（特殊作業員）	国民健康保険組合	厚生年金		50219956272				完破技士	すい道等の掘削等作業主任者	コンクリート打設用機械の作業装置の操作	職長教育（労働安全衛生法第60条）			
035429659076721	トンネル作業員・トンネル工（普通作業員）	国民健康保険組合	厚生年金		50091772906				大型自動車	フォークリフト運転（最大荷重1t以上）	特定粉じん作業	職長教育（労働安全衛生法第60条）			
05972736753021	トンネル特殊工・トンネル工（特殊作業員）	国民健康保険組合	厚生年金		50090694097				完破技士	車両系建設機械（解体用）運転（機体重量3t以上）	すい道等の掘削・運搬、裏工等の作業				
06061169400221	トンネル作業員・トンネル工（普通作業員）	国民健康保険組合	厚生年金		50000009453				大型第二種	高所作業車運転（作業床の高さ10m以上）	特定粉じん作業	職長教育（労働安全衛生法第60条）			
099321115209721	溶接工・溶接工	国民健康保険組合	厚生年金		29050723304				完破技士	ガス溶接技能講習	アーク溶接	職長教育（労働安全衛生法第60条）			
09943324778021	その他（管理）・現場監督（土木）	職長	国民健康保険組合	厚生年金	500000031043				甲種火薬取扱保安責任者	すい道等の掘削等作業主任者	アーク溶接				
0980312109221	トンネル作業員・トンネル工（普通作業員）	国民健康保険組合	厚生年金		5010320439				乙種火薬取扱保安責任者	玉掛け（ドリ上げ荷重1t以上のクレーン等）	すい道等の掘削・運搬、裏工等の作業				
5336720571721	その他（管理）・現場監督（土木）	主任技術者	現場代理人	国民健康保険組合	厚生年金	50027098189			甲種火薬取扱保安責任者	すい道等の掘削等作業	コンクリート打設用機械の作業装置の操				

# 元請・下請で相互確認が可能な機能；就業履歴

一般財団法人  
建設業振興基金

①【2-3】就業履歴（月別カレンダー） / 技能者ごと、日毎の就業履歴、就業内容（職種・立場・作業内容・有害物質取り扱い状況）、建退共充当日数

510\_閲覧-60\_自社に関する現場・就業履歴 の就業履歴（月別カレンダー）から当該技能者IDをクリックすると当該技能者個人の当月蓄積された就業履歴が日毎で見られる

就業日	元請事業者	現場情報	就業履歴	能力評価に必要な就業内容（職種・立場・作業内容）	建退共加入状況
2022/05/02 月	事業者ID 71599306722971	現場名 土木工事 作業船工 無	職種 特殊作業員・土工 立場 職長 作業内容 土工事	有	有
2022/05/03 火	71599306722971	土木工事 作業船工 無	特殊作業員・土工 職長 土工事	有	有
2022/05/04 水	71599306722971	土木工事 作業船工 無	特殊作業員・土工 職長 土工事	有	有
2022/05/05 木	71599306722971	土木工事 作業船工 無	特殊作業員・土工 職長 土工事	有	有
2022/05/06 金	71599306722971	土木工事 作業船工 無	特殊作業員・土工 職長 土工事	有	有
2022/05/07 土	71599306722971	土木工事 作業船工 無	特殊作業員・土工 職長 土工事	有	有
2022/05/09 月	71599306722971	土木工事 作業船工 無	特殊作業員・土工 職長 土工事	有	有
2022/05/11 水	71599306722971	土木工事 作業船工 無	特殊作業員・土工 職長 土工事	有	有
2022/05/12 木	71599306722971	土木工事 作業船工 無	特殊作業員・土工 職長 土工事	有	有
2022/05/16 月	71599306722971	土木工事 作業船工 無	特殊作業員・土工 職長 土工事	有	有
2022/05/18 水	71599306722971	土木工事 作業船工 無	特殊作業員・土工 職長 土工事	有	有
2022/05/19 木	71599306722971	土木工事 作業船工 無	特殊作業員・土工 職長 土工事	有	有
2022/05/20 金	71599306722971	土木工事 作業船工 無	特殊作業員・土工 職長 土工事	有	有
2022/05/22 日	71599306722971	土木工事 作業船工 無	特殊作業員・土工 職長 土工事	有	有
2022/05/23 月	71599306722971	土木工事 作業船工 無	特殊作業員・土工 職長 土工事	有	有
2022/05/24 火	71599306722971	土木工事 作業船工 無	特殊作業員・土工 職長 土工事	有	有

就業日数計

集計	計上	元請未登録
現場数	1	0
就業履歴数	16	0
就業日数	16	0



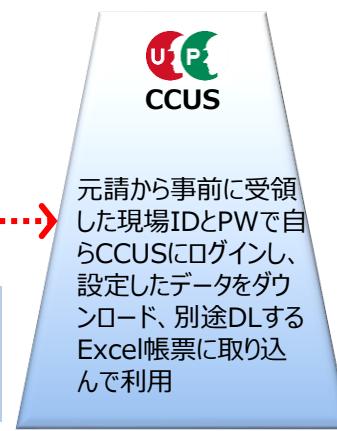
## 施工体制台帳（出力できる者：元請事業者、当該下請事業者）

施工体制台帳				年 月 日					
<input type="text"/> [会社名・事業者ID] <input type="text"/> [事業所名・現場ID]									
建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日						
	工事業	第 号	年 月 日						
	工事業	第 号	年 月 日						
	工事業	第 号	年 月 日						
	工事業	第 号	年 月 日						
	工事業	第 号	年 月 日						
	工事業	第 号	年 月 日						
工事名称及び工事内容									
免注者名及び住所				下					
工 期		自 年 月 日	契 約 日	至 年 月 日					
契約業者	区 分	名 称	住 所						
	元請契約								
免注者の監督員名		権限及び意見申出方法							
監督員名		権限及び意見申出方法							
現場代理人名		権限及び意見申出方法							
監理技術者・主任技術者名		資格内容							
監理技術者補佐名		資格内容							
専門技術者名		専門技術者名							
資格内容		資格内容							
担当工事内容		担当工事内容							
外国人の従事の状況(有無)		一号特定技能外国人	有無	二号特定技能外国人	有無	外国人技能実習生	有無		
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険			
	加入	未加入	適用除外	加入	未加入	適用除外	加入	未加入	適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称		健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
<b>C C U S の登録上で入力が必須であり、自動反映される項目</b> <b>C C U S の登録上で入力が任意であり、入力されている場合に自動反映される項目</b> <b>システム上で入力可能となった項目</b>									

### 元請事業者



### 公共発注者



1. CCUS利用状況
2. 週休2日達成状況
3. 安全書類

- ・ 公共発注者と元請事業者とのCCUSモデル工事等に係る契約に基づき、
- ・ 元請事業者が公共発注者に対して、当該現場のCCUS運用状況の報告ができる機能
- ・ 元請事業者はCCUSに発注者支援機能の設定を行うことにより、公共発注者がCCUSより当該現場の情報を（CSVファイル）にてダウンロードしExcel帳票で確認できる

#### 1. CCUS利用状況

モデル工事等で実施する工事成績評定の計測に使用：

- ・ 登録事業者率
- ・ 登録技能者率
- ・ 就業履歴蓄積率
- ・ 上記の計測日の平均値
- ・ レベル別・職種別就業日数（竣工後）
- ・ レベル別・分野別就業日数（竣工後）

#### 2. 週休2日達成状況

週休2日を標準とした取組みへの移行プロセスで、発注者が実施状況の確認に使用：

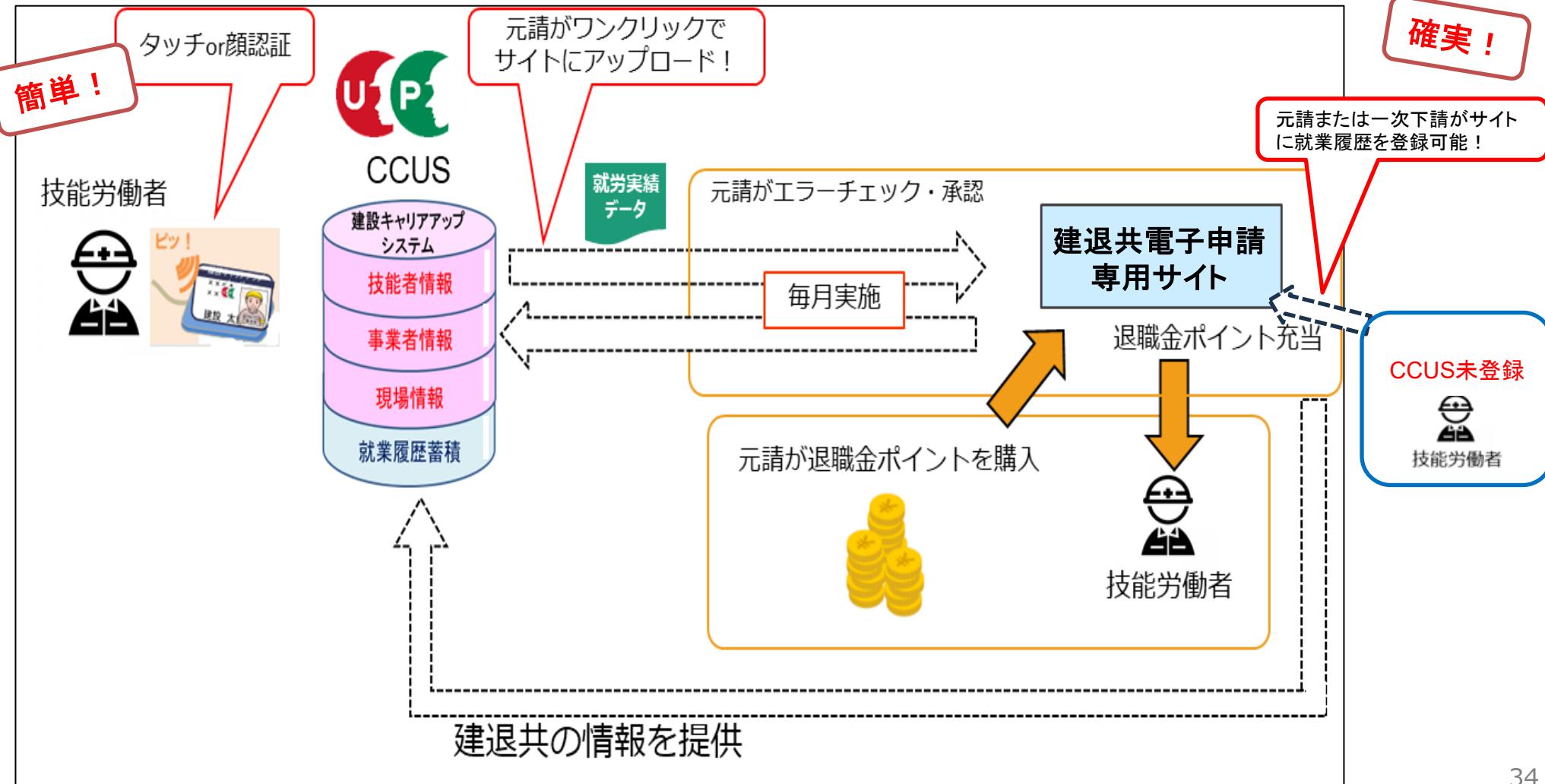
- ・ 現場閉所率
- ・ 平均就業日数
- ・ 休日率
- ・ 週休2日判定
- ・ 週休2日Overとなっている労働者の割合

#### 3. 安全書類

従来書面で事前に提出していた書類をリアルタイムで発注者が確認出来るようにする：

- ・ 施工体制台帳
- ・ 施工体系図
- ・ 下請業者編成表
- ・ 再下請負通知書
- ・ 作業員名簿
- ・ 社会保険加入状況

## 2025年10月より、自動連携の開始



## 5.関連施策の動向について

- 公共工事の発注部局において、**CCUSの利用が評価される環境整備を促進**いただくとともに、**所管の独立行政法人や特殊法人等**、また**建設工事の発注を行う民間企業の団体**に対して、**本通知の内容周知を要請**。

入札契約適正化法に基づく地方公共団体あて要請 『**公共工事の入札及び契約の適正化の推進について**』（令和4年6月1日付け国不入企第16号）

### 〈通知の概要〉

- **公共工事の品質が確保されるよう公共工事の適正な施工を確保するためには、公共工事の担い手の育成及び確保に資する環境の整備を図ることが重要**
- **建設キャリアアップシステムは、建設技能者の技能と経験に応じた賃金の支払と待遇改善に資するもの**
- **地方公共団体の長**にあっては、その発注する公共工事の施工に当たって**広く一般に受注者等による建設キャリアアップシステムの利用が進められるよう**、現場利用に対する**工事成績評定における加点措置など**、地域の建設企業における利用の状況等に応じて**必要な条件整備を講ずること**



## CCUSの利用が進められるよう必要な措置・条件整備を講ずること

【参考】『公共工事の入札及び契約の適正化を図るための指針』（令和4年5月20日閣議決定）

### 第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

#### 5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

- (6) (…中略…) 技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な待遇を受けられる労働環境の整備に資するものであることから、公共工事の適正な施工を確保するために、国は、その利用環境の充実・向上や**利用者からの理解の増進に向けた必要な措置を講ずるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たって広く一般にその利用が進められるよう、現場利用に対する工事成績評定における加点措置など、地域の建設企業における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずるものとする。**

- 建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上（建退共との連携等）に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの活用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

### 国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行  
 事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率（カードタッチ率）を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点

#### 【土木工事】(R5年度実績・予定(R6.2末現在)、青字はR4.7より)

- CCUS義務化・活用推奨モデル工事（義務化: 54件、WTO対象工事）（活用推奨: 68件、Bランク以上）
  - 一般土木工事の本官発注分※について、原則モデル工事を実施  
 ※ 北海道開発局においては、そのうち予定価格が2.5億円以上の工事が対象
  - これ以外の工事（分任官発注分を含む）については、建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえた上で、モデル工事を実施
  - カードリーダー設置費用、現場利用料（カードタッチ費用）について、実績に基づき、発注者が負担（すべてのモデル工事で実施）
- 地元業界の理解がある45都道府県において、直轄Cランク工事でのモデル工事を試行（活用推奨: 649件、Cランク工事）
- 農水省もR5.1以降入札公告分から試行

#### 【営繕工事】(R4年度契約)

- CCUS活用推奨モデル営繕工事（全国で42件）

#### 【港湾・空港工事】(R5年度契約)

- CCUS活用モデル工事（全国で266件）

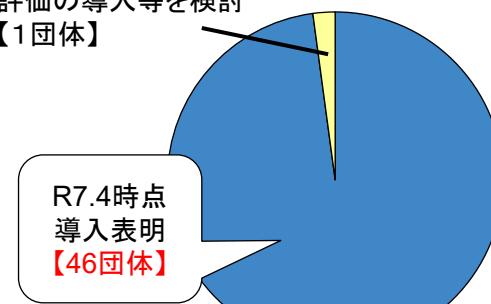
### 地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請（R2年4月）

#### 【都道府県の導入・検討状況】

- 46都道府県が企業評価の導入等を表明、他の全ての県も検討を表明

評価の導入等を検討  
 【1団体】



#### 【指定都市・市区町村の導入状況】

- 20ある全ての指定都市で企業評価の導入を表明
- 60以上の市区町村で企業評価の導入を表明

### 独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知（R2年4月）

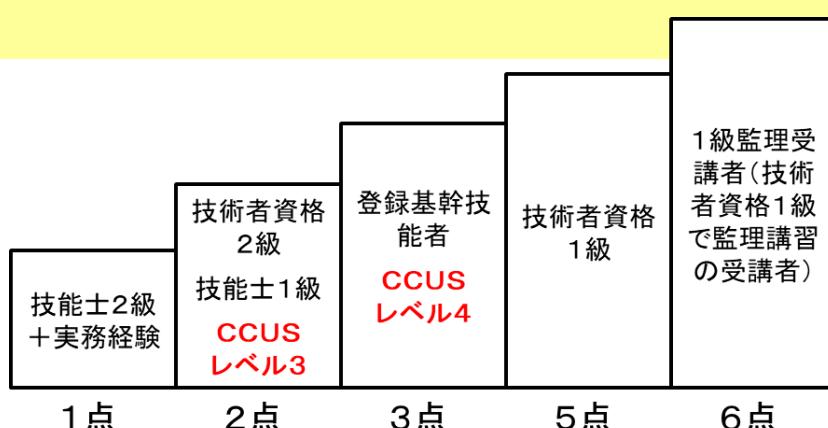
- UR都市機構においてR3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施（R3年度: 20件で適用）
- 水資源機構においてR3年度に義務化モデル工事を1件実施。その他本社契約の土木一式工事は推奨モデル工事として原則実施
- R3年度より、NEXCO西日本、東日本において義務化モデル工事開始。また阪神高速道路において活用推奨モデル工事を実施（R3年度: 38件）。
- 鉄道・運輸機構においてR3年度から義務化及び推奨モデル工事を実施
- 国立大学法人でも実績（京教大等）

CCUSの能力評価（レベル判定）を受けた技能者は、その所属会社が受ける経営事項審査において加点対象とする

## R2.4.1~

【Z1 : 技術職員数】

- 建設キャリアアップシステムにおいて、レベル4、3と判定された者の数に応じて、新たに評点を付与  
※技能士1級や登録基幹技能者でなくても加点



※建設技能者の能力評価基準において

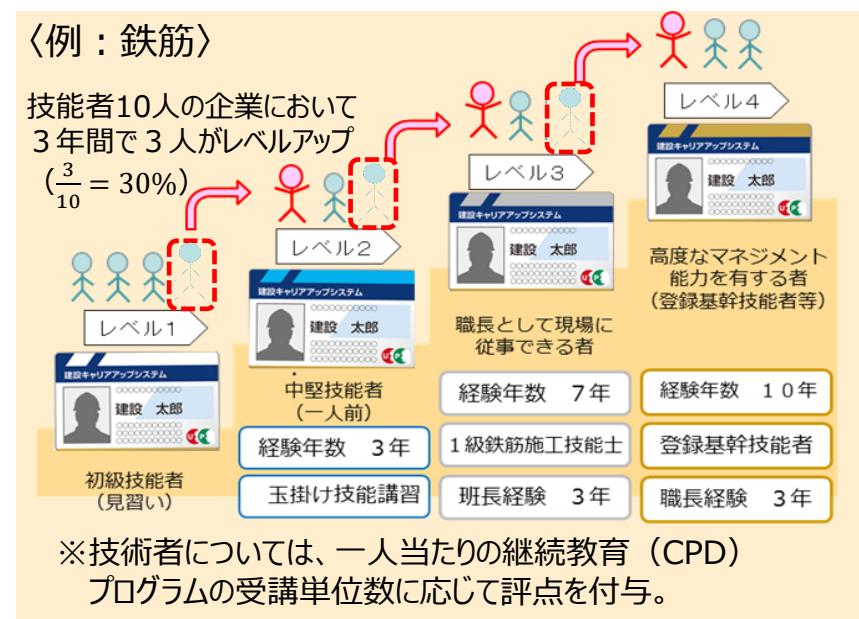
- ・ レベル4 = 登録基幹技能者相当（例：建設マスター）
  - ・ レベル3 = 技能士1級相当  
（例：安全衛生教育、建設ジュニアマスター）

とされている。

R3.4.1~

### 【W1⑧】：知識・技術技能の向上の取組

- 基準日以前3年間において、建設キャリアアップシステムでレベル2以上にアップした建設技能者の割合に応じて評点を付与（最大10点）



建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、CCUSの活用状況を加点対象とする。

**審査対象工事** ①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- |                    |   |
|--------------------|---|
| ① 日本国内以外の工事        | 工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事)<br>建築一式工事のうち面積が150m <sup>2</sup> に満たない木造住宅を建設する工事<br>防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事 |
| ② 建設業法施行令で定める軽微な工事 |   |
| ③ 災害応急工事           |   |

**該当措置** ①～③のすべてを実施している場合に加点

- ① CCUS上の現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法\*でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

\*直接入力によらない方法

就業履歴データ登録標準API連携認定システム (<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>) により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

加点要件	評点
審査対象工事のうち、 <u>民間工事を含む全ての建設工事</u> で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、 <u>全ての公共工事</u> で該当措置を実施した場合	10

\*ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない

- 第三次・担い手3法の全面施行を受け、労務費確保等のための取組とCCUSの活用について積極的に推進することにより技能者を大切にする企業を評価する項目を設定することが必要ではないか。
- そのため、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言状況について以下のとおり加点項目として追加することとしてはどうか。

※追加に当たっては、CCUSに関する評価項目である「W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分も見直し

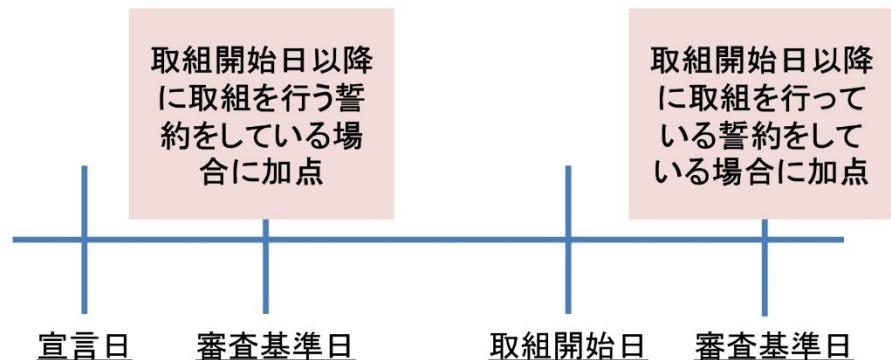
## 概要

### 【加点措置の要件】

- 審査基準日(※)が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されていること。

### 【誓約内容】

- 自主宣言において設定した「取組開始日」以降において、宣言した取組を行う(行っている)旨の誓約



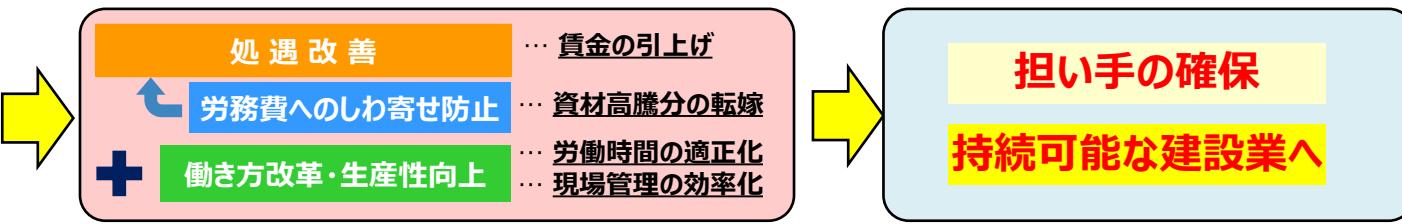
## 点数配分の見直し

	<b>W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況</b>	<b>W1-11 「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言状況</b>	
	民間工事を含む全ての建設工事	全ての公共工事	
現行	15点	10点	—
改正案	10点	5点	5点 (新設)

※経営事項審査の申請をする日の直前の事業年度の終了の日

## 背景・必要性

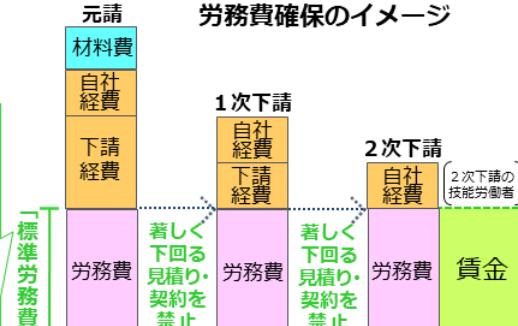
- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い  
→ 担い手の確保が困難
- 資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫
- 時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始



## 法案の概要

### 1. 労働者の処遇改善

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**
  - 国は、取組状況を調査・公表。中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告**
  - 中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り**
  - 著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
  - 国土交通大臣等は**違反発注者に勧告・公表**
  - (違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入**

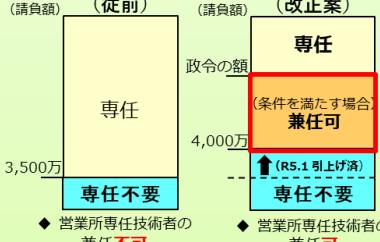


### 2. 労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール**
  - 資材が高騰した際の**請負代金等の「変更方法」**を**契約書記載事項**として明確化
  - 資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の**情報**は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**
- 契約後のルール**
  - 資材高騰が顕在化した場合に、受注者が**変更方法**に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議に応じる努力義務**※
  - ※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる**義務**

### 3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制**
  - 工期ダンピング対策を強化** (著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
  - 工期変更の協議円滑化**
    - 資材入手困難等**おそれ情報**は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**
    - 上記通知をした受注者は、注文者に**工期の変更を協議できる**。注文者は、**誠実に協議に応ずる努力義務**※
    - ※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる**義務**
- ICTを活用した生産性の向上**
  - 現場技術者**に係る**専任義務を合理化**



#### 【主な条件】

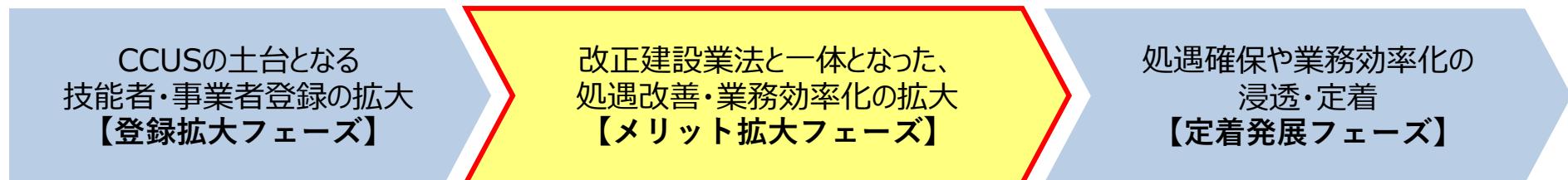
- 兼任する現場間移動が容易
- ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能**
- 兼任する現場数は一定以下
- 国が**現場管理の「指針」を作成** (例: 元下間でデータ共有)  
⇒特定建設業者※や公共工事受注者に**効率的な現場管理を努力義務化** ※多くの下請業者を使う建設業者
- 公共工事発注者への**施工体制台帳の提出義務を合理化**  
**(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)** 41

#### 「建設Gメン」監視強化

- 対象拡大：大臣許可⇒知事許可**
- 内容充実：**
  - 請負代金 (12の行動指針)
  - 工期 (遅延時の対応状況)
- 体制充実：法施行前でも先行調査**
  - R5d; 72名⇒R6d ; 135名

- これまでの5年間の取組を通じて、CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展。
- 今後3年間で、改正建設業法に基づく取組と一体となって、この土台を活用した処遇改善や業務効率化のメリット拡大を図る。

●今回の「3か年計画」の位置づけ



### 1. 経験・技能に応じた処遇改善

- 「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一緒に、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大 等

### 2. CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

- CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
- 建退共の申請事務の抜本的な効率化 等

### 3. 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

- 技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
- 能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化 等

計画の実施状況を少なくとも年1回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

**あらゆる現場・あらゆる職種**でCCUSと能力評価を実施  
技能者や建設企業が実感できるCCUSのメリットを拡充

## 6. サポート体制及び普及に向けた取組み





- CCUSの認知度の高まり等を背景に、2022年8月より登録ユーザー向けに特典を提供する事業者を「CCUS応援団」として情報提供開始。
- 2022年末にCCUSメンバーズメールにより特典を全ユーザーに周知。定期的に特典を紹介。2025年7月、「CCUS応援団専用ホームページ」を開設。
- 2025年10月現在、技能者向け57の特典、事業者向け49特典を提供中。

**CCUS応援団ホームページ画面**

**【技能者向け特典例】**

- ・カーシェアサービス新規登録時の割引
- ・レンタカー利用料金の割引
- ・資格取得講座の受講料の割引
- ・中古工具の買取、販売店における買取、販売時の優遇
- ・飲食店でのドリンクサービス
- ・オリジナルクオカードの抽選プレゼント
- ・クレジットカード加入時のキャッシュバック

**【事業者向け特典例】**

- ・専門紙の新規購読時の購読料割引
- ・企業間決裁支援サービスの利用手数料優遇
- ・行政書士事務所、特許事務所のサービス利用料の割引
- ・ビジネスマッチングサービス無料提供

- CCUS登録技能者がCCUSカードで自動販売機にタッチすると、飲料を無料で提供する「CCUS応援自販機」。**※飲料代は元請事業者が負担**
- 2022年8月下旬に1号機を設置。取り扱い飲料メーカーが2社となり、2025年8月末現在、**56社が導入、39都道府県に設置され、累計286台**となっている。
- 現場以外への設置も増加

### 設置目的

- カードタッチで、技能者に直接飲料が無料で提供されることによる、CCUS登録・就業履歴登録へのインセンティブ付与
- 仕事に対する姿勢やCCUS利活用へのモチベーションのアップ。

### CCUS応援自販機の概要

- 自動販売機にCCUS専用のリーダー設置する方式、電子マネー用の決済端末を利用する方式の2種類
- 1技能者IDに無料で提供する本数等の設定が可能

### 利用者の声

業界として重要な意義があると思い、CCUS応援自販機を設置。毎日、飲料を提供している。(現場所長の声)

カードの重要性を理解でき、常にカード携帯するようになった。(技能者の中)

現場の一体感が増した気がする。コミュニケーションアップに貢献している。(現場所長・技能者の中)

一人親方も外国人も、入場者みんなが受け取れるのが良い。(技能者の中)

### CCUS応援自販機設置・活用事例



### CCUS応援自販機設置状況

	設置数		設置数
北海道	1+1	滋賀	1
青森	1	京都	8
岩手	1	大阪	35+1
宮城	3+1	兵庫	10+2
秋田		奈良	3
山形	2	和歌山	6
福島	2	鳥取	
茨城	11	島根	2+1
栃木	1	岡山	5
群馬	4	広島	9+3
埼玉	6	山口	1
千葉	13	徳島	2
東京	34+2	香川	2
神奈川	34+1	愛媛	
新潟	7+1	高知	
富山	5	福岡	5
石川	2	佐賀	1
福井	1	長崎	
山梨		熊本	3
長野	2	大分	4
岐阜	3	宮崎	1
静岡	5	鹿児島	1
愛知	30	沖縄	3
三重	3		

- CCUSを身近に感じ、CCUSのメリットを実感いただくことを目的に、CCUS登録技能者向けスマホアプリ「建キャリ」をリリース(無料)
- CCUSに登録している基本情報、就業履歴、能力評価のサポート、建退共掛金納付状況、CCUS応援団の特典を確認できるほか、登録している資格者証などを画面表示することも可能

**ホーム画面**

レベルと職種、登録基幹技能者であることを表示

マイページからは、氏名などの基本情報・お知らせ等を表示

レベルの色を表示 (Lv1:白、Lv2:青、Lv3:グリーン、Lv4:オーロラ)

ホーム画面は、アプリ内に登録されているイラストから、お好きなものを選択 (※)

技能者IDをQR表示 (ワンタイム)

(※) イラスト選択例

直近の就業履歴を表示

**資格情報**

資格情報には、登録基幹技能者から技能講習、表彰まで、登録した全ての情報が表示されます。さらに、ワンタッチで、登録した画像データを表示することも可能で、オフライン（電波が届かない）時でも見ることができます。

**就業履歴**

本アプリでは、PCでCCUSにログインせずに、蓄積された就業履歴を確認することができます。月別に表示される日々の履歴はもちろん、その日の作業内容、立場なども表示可能ですので、自分の履歴が適切に蓄積されているか、手軽に確認することができます。

**特典**

建退共

### 建キャリは、継続的にサービスの向上を目指します

この内容は、現時点で実装を予定しているものです。利用者の「ほしい」や「便利」にお応えし、CCUS登録技能者の皆様に一人でも多く使っていただけるよう内容のアップデートを図っていきます。



# CCUSについてもっと知りたい

建設キャリアアップシステム

事業者登録

技能者登録

ログイン

ccusについて

登録する

CCUSを使う

各種資料

説明会・サポート

FAQ(よくあるご質問)

1

建設業と技能者を支える  
建設キャリアアップシステム

CCUS

CCUSについて >

登録する

認定登録機関  
(登録のできる窓口)

CCUSを使う

CCUSチャンネル

FAQ(よくあるご質問)

国土交通省  
ポータルサイト  
(外部リンク)

就業履歴登録  
アプリケーション  
建レコ・カードリーダー

就業履歴データ登録  
標準API連携認定システム

各種資料

登録事業者検索

2

3

不明点は、「FAQ(よくあるご質問)」の画面を開き、「キーワード検索」に知りたいことを入力して検索することができます。

トップナビゲーター

- ▶ 000\_登録状況確認(新規・変更)(2件)
- ▶ 100\_登録申請(0件)
- ▶ 110\_登録代行申請・利用規約の取扱等(0件)
- ▶ 120\_事業者の登録申請(1件)
- ▶ 130\_技能者の登録申請(1件)
- ▶ 140\_一人親方の登録申請(0件)
- ▶ 150\_外国籍の方の登録申請(0件)
- ▶ 200\_変更申請(0件)
- ▶ 210\_登録代行申請等(0件)
- ▶ 220\_事業者の変更申請(1件)
- ▶ 230\_技能者の変更申請(0件)
- ▶ 300\_料金請求・お支払い(0件)
- ▶ 310\_技術者・事業者登録料(0件)
- ▶ 320\_管理者ID利用料(0件)

Info&News

- ▶ 2022/02/10 00:00:00 FAQの更新について
- ▶ 2022/01/16 00:00:00 【FAQ早見表】追加以上のご質問...
- ▶ 2021/09/01 00:00:00 CCUS ホームページをリニューア...

キーワード検索

キーワードまたは文章で検索できます(200文字以内)

文字サイズ変更 小 中 大

検索する

閲覧の多いFAQ

- ▶ Nb526 技能者申請において、年生保険の証明書類は何を提出すればよいでしょうか。
- ▶ Nb514 お問い合わせフォームによくある質問について教えてください。(FAQ早見表)
- ▶ Nb679 申請して一週間ほどかかることがありますか
- ▶ Nb727 技能者申請において、本人確認書類は何を提出すればよいですか。(日本国籍の場合)
- ▶ Nb621 申請から事業者ID発行までどのくらいかかりますか

それでも解決できないときは、トップ画面の一番下にある「お問い合わせフォーム」をクリックして、メールでお問い合わせいただくこともできます。

本日はサテライト説明会にご参加をいただき  
また最後までご視聴いただきありがとうございます。  
尚、ご質問を承ります。  
恐れいりますが下記メールアドレス宛に  
[ccus01@kensetsu-kikin.or.jp](mailto:ccus01@kensetsu-kikin.or.jp)  
ご質問内容を、メールいただければ幸いです。

引き続きCCUSの普及や運用にご協力の程を  
何卒よろしくお願ひ申し上げます。  
皆様の施工現場の安全をご祈念申し上げます。ご安全に